

施策 (- 2 - 3) 地球環境保全の推進

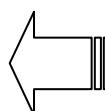
目的

地球環境を保全するため、省資源、省エネ、新エネルギー導入などによる温室効果ガス(二酸化炭素等)の排出抑制に県民、事業者、行政が一体となって取り組みます。

成果指標と目標値

目標値(平成19年度)

二酸化炭素排出量 5,615千t-CO₂



現状値 (平成14年度)

6,117千t-CO₂

国のガイドラインに沿い、約30種類の統計資料からデータを収集し県において算定しています。目標値は、「島根県地球温暖化推進計画」における平成22年度目標値5,312千t-CO₂から設定しました。

現状と課題

かけがえのない地球環境を守り、次世代へ引き継ぐことは、私たちすべての責務であり、地域に暮らす県民一人ひとりが自らの問題としてとらえていく必要があります。

現在、地球は二酸化炭素等の温室効果ガスによる温暖化やフロン等によるオゾン層の破壊が進行しており地球規模での取り組みが求められています。

県では、「地球温暖化対策推進計画」に基づき対策を進めてきましたが、平成14年度時点では、京都議定書の基準年である平成2年度に比べ12.7%も増えています。このため、計画目標を見直し、本県の平成22年度排出削減目標を平成2年度比2%としています。また、森林の整備や保全と木質資源の利用を図り、同年度排出量の17%相当の吸収能力を持つ森林吸収源の確保をめざしています。(図表1参照)

県民一人あたりの二酸化炭素排出量は全国平均の約9割ですが、これは製造業部門からの排出が少ないことによるもので、家庭・オフィスビル等の民生部門や自家用車等の運輸部門からの排出量は全国並みです。

県でも「環境にやさしい率先実行計画」、「グリーン調達推進方針」、「森林吸収源対策推進プラン」に基づき地球温暖化防止対策を実践していますが、県民、事業者、行政が連携を取りながら省エネ・省資源への取り組みや新エネルギー導入などによる二酸化炭素排出抑制やフロン類の適正処理に取り組むことが求められています。

「京都議定書」

用語解説

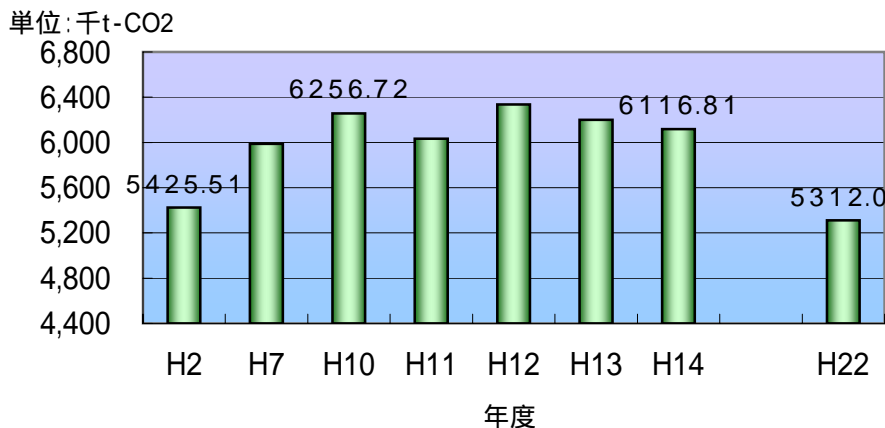
平成9(1997)年に京都市で開かれた「第3回気候変動枠組条約締約国会議(地球温暖化防止京都会議)」で採択された国際約束をいいます。議定書では、地球温暖化の要因である温室効果ガス(二酸化炭素やメタンなど)の、具体的な削減数値目標や国際的に協調して目標を達成するための仕組みを定めています。

目的を達成するための主な基本事務事業

主な事務事業

事業名	概要
<p>地球環境保全対策事業</p> <p>〔担当課〕環境政策課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>家庭、事業所、行政の連携を図るための組織づくりを行うとともに、環境教育・環境学習の充実を図ります。</p> <p>県民及び事業者の地球温暖化対策の取り組み</p> <p>オゾン層の破壊の原因となるフロン類の大気中への不正放出を防ぐために事業者等における破壊処理の徹底を指導します</p> <p>フロン回収破壊法登録等実務</p> <p>国との連携により、酸性雨の長期的動向を把握し、将来の悪影響を予防するための国際的な取組みの促進を図ります。</p> <p>酸性雨情報提供事業</p>
<p>しまね新エネルギーの導入促進</p> <p>〔担当課〕土地資源対策課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>県民・事業者等に対する情報提供を行いながら、新エネルギーの導入促進に努めます。</p> <p>新エネルギー導入促進計画の進行管理</p> <p>木質バイオマスなどの地域特性をいかした新エネルギーの導入を促進します。</p> <p>バイオマスエネルギー導入促進事業</p>
<p>県営風力発電事業</p> <p>〔担当課〕企業局経営課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>二酸化炭素を削減するため、隠岐の島町で自然資源の風力をいかした発電（600kW×3基）を行っています。</p> <p>風力発電による電力供給事業</p>
<p>寧夏緑化国際協力事業</p> <p>〔担当課〕林業課</p> <p>【実施主体】 県 市町村 民間 県民 国等</p>	<p>中国寧夏回族自治区内の砂漠地に島根県と寧夏政府が協力して「島根県・寧夏友好林」を造成します。</p> <p>寧夏緑化国際協力事業</p>

図表1 島根県内の二酸化炭素排出量



資料：島根県環境政策課調べ